

## J R 駅ホームの受動喫煙防止対策について

《行政苦情救済推進会議の検討結果を踏まえたあっせん》

### 【行政相談の申出受理】

J R 琴似駅にはホームの中央に 1 か所喫煙コーナーが設置されているが、朝の通勤時間帯に煙草を吸う人が多いことから灰皿の中で吸殻が燃えて煙をあげていることがあり、その煙と悪臭に悩まされている。



※ 当局で札幌市内の J R 全駅を調査するとともに、行政苦情救済推進会議（座長：山畠正男北海道大学名誉教授）に諮り意見を聴取

### 【当局の調査結果及び行政苦情救済推進会議の検討結果】

- 健康増進法（平成14年法律第 103号）が平成15年5月1日から施行となり、J R 駅も同法第25条の対象施設として、受動喫煙を防止するために必要な措置（施設内を全面禁煙とする方法か施設内の喫煙場所と非喫煙場所を非喫煙場所に煙草の煙が流れ出ないように分割（分煙）する方法）を講ずるよう努めなければならないこととされている。
- J R 北海道では、駅のホームに喫煙コーナーを設置し、指定場所以外での喫煙を禁止しているが、喫煙場所から非喫煙場所に煙草の煙が流れ出ないような完全な分煙方策は講じられていない。
- 札幌市内の J R 駅の利用者は、乗換客や長距離客の多い札幌駅を除き、通勤・通学等の近距離利用がほとんどであるため、駅舎外（玄関近く）に灰皿を設備すれば、駅舎内やホームを禁煙としても、それほど長時間の禁煙を強いることにはならず受忍の限度内と考える。



※ 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえて、平成15年10月31日、J R 北海道に対してあっせん

### 【当局のあっせん内容】

J R 北海道は、札幌市内の駅について、札幌駅を除き、駅舎内及びホームの全面禁煙化を図るなどの受動喫煙防止対策の強化を検討する必要がある。

（連絡先）

総務省北海道管区行政評価局  
行政相談部首席行政相談官

電話：（011）709-1803（直通）  
（011）709-2311 内線3123

## 当局の実態調査結果（概要）

## 1 健康増進法による受動喫煙防止対策

- 健康増進法（平成14年法律第103号）が平成15年5月1日から施行となり、同法第25条で「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。」とされている。
- 厚生労働省では、「受動喫煙防止対策について」（平成15年4月30日健発第0430003号健康局長通達）により、健康増進法第25条の趣旨、対象となる施設、受動喫煙防止措置の具体的方法などを示しており、鉄軌道駅も健康増進法第25条の対象施設とされている。

## 2 札幌市内のJR駅

札幌市内のJR駅は、次表のとおり26駅あり、このうち直営駅は8駅、業務委託駅は13駅、無人駅は5駅である。

業務委託駅は切符の販売や改札業務だけでなく駅舎の維持管理も行っており、無人駅は直営の管理駅（函館本線の2駅は手稲駅、学園都市線の3駅は桑園駅）で巡回管理している。

札幌市内のJR駅

（単位：駅）

区分	函館本線	千歳線	学園都市線	計
直営駅	7	1	0	8
業務委託駅	5	2	6	13
無人駅	2	0	3	5
計	14	3	9	26

(注) 1 当局の調査結果による。

2 札幌駅、桑園駅、苗穂駅、白石駅は函館本線に計上する。

### 3 札幌市内のJR駅における喫煙コーナーの実態

○ 駅舎内に喫煙コーナーが設置されているのは、札幌市内の26駅のうち札幌駅と八軒駅の2駅である。

○ ホームに喫煙コーナーが設置されているのは、札幌市内の26駅中25駅である。このうち6駅は比較的ホームの端に設置されているが屋根の下にあり、他はホームの中央等に設置されていることから、喫煙による周囲への影響がみられる。

なお、ホームによっては、中央部分にしか屋根のかかっていないものや、屋根や壁のないものもある。

札幌市内のJR駅 (単位：駅)

設置場所	直営駅	業務委託駅	無人駅	計
ホームの端	5	1	-	6
ホーム中央等	3	11	5	19
中央部分にだけ屋根がある	-	(3)	(1)	(4)
壁もなくふきさらしの状況	(1)	(1)	-	(2)
喫煙コーナーがない	-	1	-	1
計	8	13	5	26

(注) 1 当局の調査結果による。  
2 ( ) は内数である。

### 4 他の公共交通機関における喫煙対策の取組

#### (1) 他のJR各社

他のJR各社においては、ホーム上は原則、喫煙コーナーを設置して分煙化を図っている。特に、JR九州では、喫煙コーナーをホームの端の起点側1か所に限定している。また、JR東日本では、健康増進法の施行に伴い、一部の駅で通勤時間帯に禁煙タイムを設け、利用客が遵守するようホームに駅員を配置している。

#### (2) 札幌市交通局

札幌市交通局では、健康増進法の施行に伴い、地下鉄駅とバスターミナルの構内を、平成15年6月1日(さっぽろ、大通などの8駅は10月1日)から終日全面禁煙としている。

また、地下鉄のホームは、火災予防のため昭和58年6月1日から全面禁煙となっている。